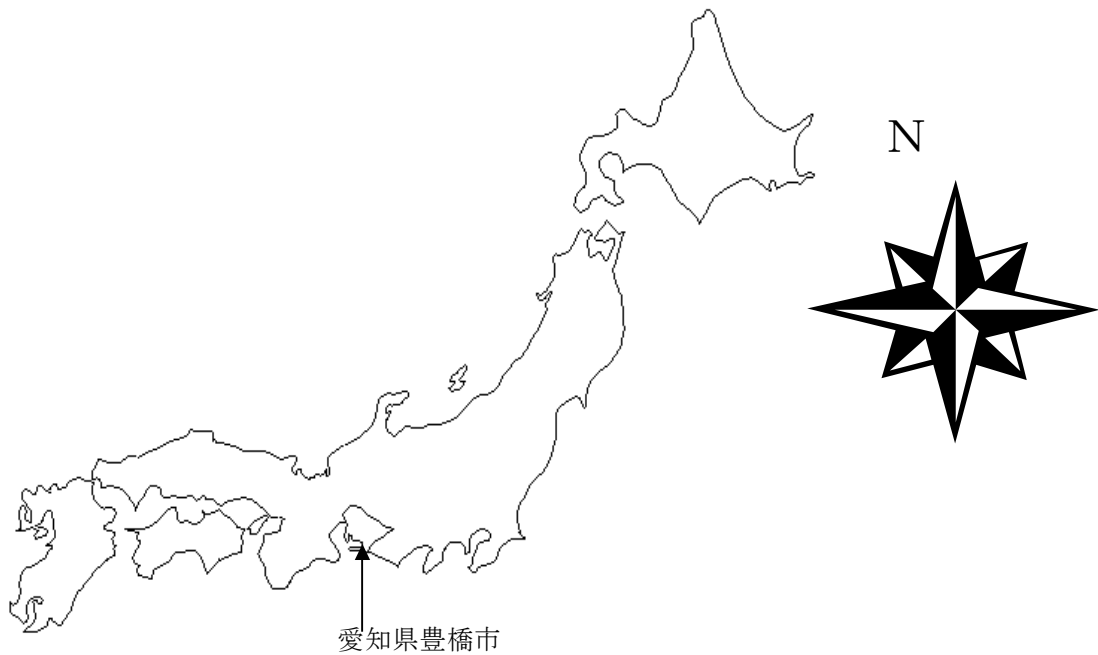


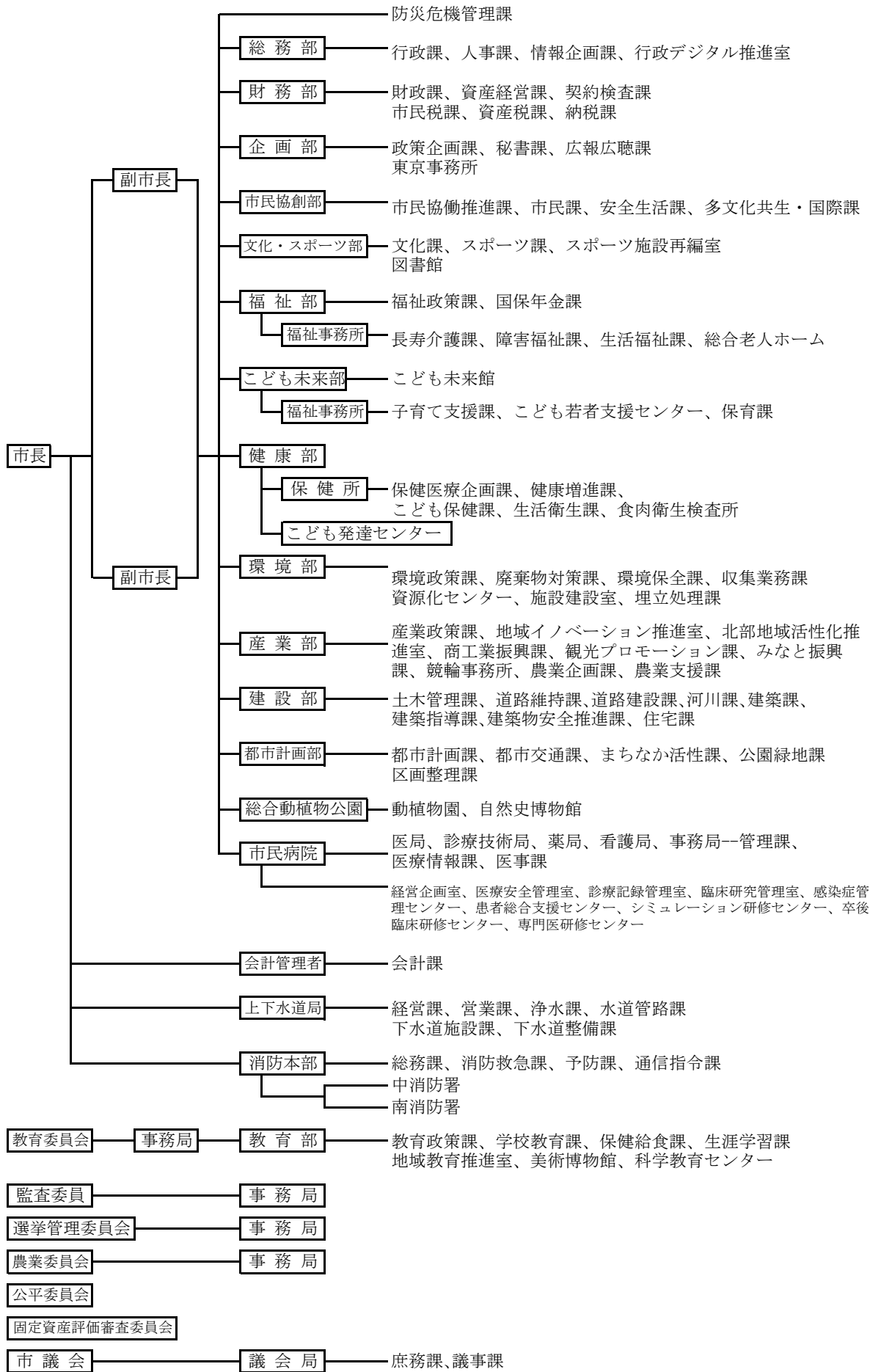
1. 市勢の概要

年別	世帯数	人口			備考					
		総数	男	女						
5	163,949	369,330	185,127	184,203	令 5 . 4 . 1 現在					
6	165,167	367,142	183,999	183,143	令 6 . 4 . 1 現在					
7	166,232	364,737	182,863	181,874	令 7 . 4 . 1 現在					
豊橋市の 広さ	面積	東西	南北	市役所の位置	東 経			北 緯		
	km ² 262.05	km 17.80	km 23.90		137°	23′	29″	34°	46′	09″



2.豊橋市行政機構図

(令和7年4月1日現在)



3. 税務機構及び職員数

令和7年4月1日現在

部 課	グ ル ー プ 別	職 員 数						合 計	事 務 分 掌
		課 長	主 幹	課 長 補 佐	専 門 員	主 査	グ ル ー プ 員		
財 務 部 次 長								1	1．税務全般の統轄に関すること。
財 務 部 市 民 税 課		1	1	1	1			4	1．市民税課業務全般に関すること。
	税制法人グループ					2	6	8	1．法人市民税及び事業所税の申告納付及び減免に関すること。 2．市たばこ税、鉱産税及び入湯税の申告納付に関すること。 3．国有提供施設等所在市助成交付金に関すること。 4．税制の調査及び統計に関すること。 5．税務各課との連絡調整に関すること。
	個人市民税グループ					5	22	27	1．個人市民税の賦課調定に関すること。 2．個人市民税の賦課資料の収集管理に関すること。 3．個人市民税の減免に関すること。
	計	1	1	1	1	7	28	39	() 内は、うち再任用職員数

令和7年4月1日現在

部 課	グループ別	職 員 数						合 計	事 務 分 掌
		課 長	主 幹	課 長 補 佐	専 門 員	主 査	グ ル ー プ 員		
財 務 部 資 産 税 課		1	1	0	3			5	1. 資産税課業務全般に関すること。
	賦課・調査グループ					5	29 (1)	34 (1)	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。 2. 固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。 3. 固定資産課税台帳等に関すること。 4. 固定資産税(土地)の住宅用地の認定に関すること。 5. 軽自動車税の賦課調定及び減免に関すること。 6. 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試乗標識に関すること。
	窓口・管理グループ					1	6 (1)	7 (1)	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に係る台帳宛名管理に関すること。 2. 国有資産等所在市交付金に関すること。 3. 市税の納税証明に関すること。 4. 個人市民税の所得証明、課税証明、非課税証明等に関すること。 5. 固定資産課税台帳等の閲覧に関すること。 6. 土地及び家屋の価格通知に関すること。 7. 資産(評価)証明、車庫証明等に関すること。
	計	1	1	0	3	6	35 (2)	46 (2)	() 内は、うち再任用職員数

令和7年4月1日現在

部 課	グ ル ー プ 別	職 員 数						合 計	事 務 分 掌
		課 長	主 幹	課 長 補 佐	専 門 員	主 査	グ ル ー プ 員		
財 務 部 納 税 課		1	1	1	3			6	1. 納税課業務全般に関すること。 2. 債権管理事務全般に関すること。
	収納啓発グループ					3	9 (2)	12 (2)	1. 納税意識の普及宣伝に関すること。 2. 市税等の口座振替に関すること。 3. 市税等の督促状に関すること。 4. 市税等の過誤納金還付及び充当に関すること。 5. 市税等の窓口収納事務に関すること。 6. 市税等の欠損処分に関すること。 7. 市税等及び市税外収入の整理に関すること。
	納税グループ					6 (1)	20 (4)	26 (5)	1. 市税等の納税相談に関すること。 2. 市税コールセンターに関すること。 3. 滞納金整理に関すること。 4. 滞納者の実態調査に関すること。 5. 滞納処分に関すること。 6. 延滞金の減免に関すること。 7. 納税の猶予に関すること。 8. 差押物件換価及び交付要求に関すること。 9. 徴収嘱託及び受託徴収に関すること
	債権管理グループ					1	2	3	1. 市の債権の管理及び徴収事務についての指導及び助言に関すること。 2. 他課から受託した未収債権についての徴収及び滞納処分並びに法的措置に関すること。 3. 債権管理調整会議の事務に関すること。 4. 市の債権に関する情報取得及び共有に関すること。
	東三河広域 連合派遣	1				2	1	4	1. 東三河広域連合滞納整理事業に関すること。
	計	2	1	1	3	12 (1)	32 (6)	51 (7)	()内は再任用職員及び任期付職員数
		4	3	2	7	25	95	136	(次長1名・再任用職員等13名を含む。)

4.税務職員特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在、単位:円)

種 類	支 給 基 準	支 給 単 位	支給金額
滞 納 整 理 手 当	庁外にあつて行う滞納金の徴収及び督促事務	日 額	400
	滞納処分による差押え又はその他の方法により法的効力を有することとなった差押え	1件につき	800
	公売又は競売による換価	1件につき	800